

小型モビリティ※1 について

(第 1 2 次江別市交通安全計画 (素案) P 4、P 11、P 25 記載)

○小型モビリティとは

自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる 1 人～2 人乗り程度の乗り物の総称。

○小型モビリティの種類 (一例)

名 称	説 明	区 分	免許証	ナンバープレート	ヘルメット	歩道走行
①電動ミニカー (マイクロカー) 	軽自動車よりも小さい一人乗りの電動モビリティ。 狭い場所でも走りやすく、原付よりも安定している。配送業での配達等で活用されている。	普通自動車	○	○	×	×
②ペダル付 電動バイク (モペット) 	「ペダル」と「モーター」を備えている車両で、 ・スロットルが備えられ、モーターのみで走行できるもの。 ・「駆動補助付自転車」(いわゆる電動アシスト自転車) のアシスト基準を超えるもの。	一般原動機付自転車 又は自動車	○	○	○ 義務	×
③特定原付 	モーターとバッテリーを搭載し、電気の力で走行する電動モビリティ。自転車タイプやキックボードタイプがある。	特定小型原動機付自転車	×	○	△ 努力義務	△ ※2
④シニアカー 	高齢者向けの一人乗りの三輪または四輪の電動モビリティ。 最高速度：6Km/h 以下	歩行者	×	×	×	○

※1 モビリティ：「動きやすさ」「移動性」「流動性」を意味する言葉。主に交通や IT 領域で用いられ、人やモノの円滑な「移動手段」や、それらを最適化する「移動サービス・技術」の全体を指す概念。

※2 原則車道・自転車道走行だが、「普通自転車歩道通行可」の標識がある歩道に限り、最高速度表示灯を点滅させ、時速 6km 以下の「特例モード」で歩道の車道寄りを徐行。